

暴力団等の排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当社の役員名簿を提出することとします。

記

1 今現在、次のいずれにも該当しません。また、今後も該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）として雇用している者
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を経営に実質的に関与させている者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と関係を有している者

(2) 契約の相手方として次の不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求
- イ 法的な責任を超えた不当な要求
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて貴庁又はその職員の業務を妨害する行為
- オ その他、上記アからエまでに準ずる行為

2 本案件を受注した場合において、暴力団関係業者（暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営し、又は上記1(1)のアからオまでに規定する者が経営する法人等をいう。以下同じ。）を受注案件に係る権利若しくは義務の譲渡若しくは承継又は再委託の相手方としません。

3 本案件を受注した場合において、次の各号に掲げる者（以下「譲受人等」という。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、その者との契約を解除するため必要な処置を講じます。

- (1) 譲受人（第1次以降の全ての段階における受注案件に係る権利若しくは義務の譲渡又は承継を受ける者を含む。以下同じ。）
- (2) 再受託者（第1次以降の全ての段階における受注案件に係る再委託を受託者する者を含む。以下同じ。）

(3) 自己、譲受人又は再受託者が受注案件に関して個別に契約する場合の相手方

4 本案件に関して、自ら又は譲受人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は譲受人等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに当該不当介入の事実を発注者に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行います。

令和　　年　　月　　日

住　　所

会社名

代表者名

印